

青森県立高等学校魅力づくり検討会議第2分科会（第5回）概要

日時：令和6年8月2日（金）

9：30～11：35

場所：県庁西棟889会議室

<出席者>

第2分科会員

村本 卓 分科会長、近藤 鉄也 分科会副会長、大瀬 幸治 委員、
葛西 孝之 委員、菊地 建一 委員、工藤 裕司 委員、中村 佐 委員、
山本 隆悦 委員、横岡 千和子 委員、
奥田 昌範 専門委員、島元 力 専門委員、中川 伸吾 専門委員、
檜山 和宏 専門委員

1 開会

2 報告

各地区部会での検討結果について

事務局から資料1により各地区部会での検討結果を報告した。

3 調査検討

学校配置の方向性（整理案）について

事務局から資料2「第1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点」について説明した。

資料3の「学校配置の方向性についての意見」として「①対面授業だけでなく、オンラインやメタバースを活用した教育を展開していく可能性については、ここで語られるべきであり、検討会議でも、多様な教育の提供について検討すべき。②機会の確保という点では、入試についても、検討されるべき。③生徒に安全・安心な教育環境を整備する上で、クーラーの設置については、ここで語られるべきであり、検討会議でも検討すべき。④小・中学校においてWi-Fi環境や一人一台端末が整備されている状況を踏まえ、高校においても、同等かそれ以上の教育環境で学習することが必要であり、その点についてもここで語るべきであり、検討会議でも検討すべき。」との意見があったため、「第1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点」の位置付けや考え方について、分科会長から事務局に説明を求めた。

→（事務局）第1で挙げられている観点とは、学校配置の方向性を考える上での視点・前提となるものであり、第2や第3につながっていくもの。委員に御指摘いただいた項目はいずれも、将来の魅力ある高等学校の在り方を検討する上で、重要な要素であると考えている。これらの項目については、すでに第1分科会報告の中で整理されているものもあれば、この整理案の第2や第3に出てくるものもある。今後は、検討会議において、第1分科会と第2分科会のそれぞれの報告と併せ、将来の魅力ある高等学校の在り方に関する「学校・学科の充実」と「学校配

置」について検討が進められていくものと考えている。

⇒この項目については、委員から意見がなかったため、修正不要とした。

事務局から資料2「第2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」について説明した。

資料3の「1 全日制課程 (1) 6地区ごとの学校配置」について、「学校配置の方向性についての意見」として「これまでの実情を踏まえるだけでなく、それが適正であったのか、魅力となっていたのかについても十分な議論が必要。」との意見があったため、現状と今後の方向性について、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 各地区には地域特有の課題があり、各地区において、こどもたちをその地域でどのように育てていくのかという視点の下、課題解決に向けて取り組むことで、望ましい教育を提供することができるため、6地区ごとの学校配置は継続すべきと考える。これまでの6地区ごとの学校配置は適正であったと評価しており、今後も各地区において地域の教育力を高めていくことができれば良いと考える。

資料3の「1 全日制課程 (2) 学校規模」について、「加除修正に関する意見」として出されている意見のうち、1つ目と2つ目の意見はいずれも資料2の3ページ「標準の維持に当たって考慮する点」の2つ目の・に対する意見であるため、分科会長から事務局で文言を整理するよう指示があった。

資料3の「1 全日制課程 (2) 学校規模」について、「学校配置の方向性についての意見」として「本県には小規模校と大規模校の二極だけで、中規模校がないのか。」との意見があったため、このことについて分科会長から事務局に説明を求めた。

→(事務局)小規模校・中規模校・大規模校の明確な定義はないが、本県では、学校規模の標準に基づき一定規模以上の学校を配置するとともに、学校規模の標準を満たさない高校であっても、地域校を配置するなど、地域の実情等を考慮しながら柔軟な学校配置をしている。なお、本県の学校規模別の学校の配置状況については、本日配布した検討会議(第3回)の資料6「学校配置の現状等」の抜粋版が参考になると思う。学校規模の推移については表のとおりであり、令和5年度は、1学年当たり1学級から6学級までそれぞれの規模の高校を配置している。

資料3の「1 全日制課程 (2) 学校規模」について、「学校配置の方向性についての意見」として「地域の総人口、将来のこどもの数など、地域差があることから、学校規模の標準による配置にこだわらず、教育現場の実情に応じて市部と郡部の違いを容認するなど柔軟な学校運営ができるよう配置すべき。」との意見があったため、分科会長から委員に意見を求めたが、委員から意見はなかった。

資料3の「1 全日制課程 (3) 小規模校(地域校)の配置」について、「学校配置の方向性についての意見」として「資料2の6ページ『地域校制度の継続に当たって考慮する点』の3つ目の・に『自家用車での送迎により通学している生徒がいることも考慮した地域校の配置の基準とする』とあるが、このことを前提とした考え方は不適切ではないか。」との意見があったため、自家用車での送迎も考慮した基準とすることについてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 自家用車での送迎により通学している生徒の中には、自ら自家用車での送迎を希望する生徒のほか、公共交通機関が整備されていないために自家用車での送迎を余儀なくされている生徒もあり、生徒によって状況が異なることから、自家用車での送迎により通学している生徒がいることも考慮した地域校の配置の基準とすることは難しいのではないか。

⇒この項目については、分科会長に一任することを確認した。

資料3の「1 全日制課程 (3) 小規模校(地域校)の配置」について、「学校配置の方向性についての意見」として「こどもたちの教育を受ける機会の確保を重視し、小規模校でも可能な限り残すべきであるが、やむを得ず募集停止となるときは、こどもたちに不利益が生じないよう最大の支援を怠らないことが重要。」との意見があったため、このことについてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 地域校が募集停止となった場合の、通学が困難となった生徒に対する通学手段の確保・通学支援の必要性については、すでに記載があるため、追加する必要はないと思う。ただし、地域校が募集停止となった場合、中学生の進路選択肢が狭まることから、これから高校に進学するであろう小・中学生やその保護者に対して、あらかじめ丁寧に説明する必要があると考える。

⇒この項目については、分科会長に一任することを確認した。

資料3の「1 全日制課程 (3) 小規模校(地域校)の配置」について、「学校配置の方向性についての意見」として「資料2の8ページ『ICTの活用にあたって考慮する点』に『ICT活用の効果を十分に検証し、教員に負担が生じないように留意する必要がある。』を追加すべき。」との意見があったが、分科会長から「このことについては、小規模校の配置に限ったものではなく、第1分科会報告にあった『ICTの活用による教育環境の充実』全体に関わるものであることから、第1分科会に関連する事項として検討会議に報告したい。」との発言があった。

資料3の「2 定時制課程・通信制課程」について、「学校配置の方向性についての意見」として「こどもたちの学び方の選択肢を見ると、今後、定時制はどの地区でも午前部・午後部・夜間部が必要で、通信制はどの地区でもそこでスクーリングが可能な体制が必要。」との意見があったため、このことについてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 近年、定時制課程の夜間部を希望する生徒は減少してきているものの、日中は仕事をし、夜間部の時間帯でなければ学校に通えない生徒も一定数いることから、午前部・午後部・夜間部はいずれも必要である。
- 午前部・午後部・夜間部それぞれにニーズがあるため、現状の配置を維持する方向性で良い。
- 通信制課程において、単位の修得にはスクーリングの回数が大きく関係しており、特に、単位数が少ない科目ほどスクーリングの回数も少なく、スクーリングを1回欠席するだけで単位の修得ができないこともあるため、どの地区でもスクーリングが可能な体制を整備することは非常に重要である。

事務局から資料2「第3 学校配置と合わせて検討すべき事項」について説明した。

資料3の「1 再編の方法等」について、「学校配置の方向性についての意見」として「資料2の10ページ「教育環境の充実に向けた他の方策」にデジタルの活用に関する記述を加えるべきではないか。」との意見があったため、このことについてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 教育環境の充実や魅力ある高等学校づくりという観点で考えたときに、新たな時代を見据えた学びを提供するためには、デジタルの活用は必要不可欠であると考えます。
- 更なる生徒数の減少により、教育の質の確保に支障が生じるという懸念に対しては、デジタルを活用することである程度補うことができると思うので、学校配置と併せてデジタルの活用も検討していく必要がある。

⇒この項目については、分科会長に一任することを確認した。

資料3の「2 学級編制」について、「学校配置の方向性についての意見」として「資料2の11ページ『イ 今後の方向性』の1つ目の○について、本県独自に少人数学級編制を実施するというのか。また、2つ目の○について、学校によって異なる対応になっているのか。」との意見があったため、このことについて分科会長から事務局に説明を求めた。

→（事務局）まず、前提として、本県では農業科、水産科、工業科を有する高校や一部の2学級の普通高校、八戸東高校の表現科において、少人数学級編制を実施している。1つ目の○は、現在少人数学級編制を実施している学校の学級編制について、1学級当たりの人数を更に引き下げるという趣旨だと認識している。2つ目の○は、少人数学級編制を他校にも拡充するという趣旨だと認識している。

資料3の「2 学級編制」について、「学校配置の方向性についての意見」として「1学級当たりの生徒数をどうするのか、また、学級数だけをもってして学校規模を押し量ることが正しいのか、全校生徒数をもってして学校規模を押し量ることが適正なのか議論が必要。小・中学校においては本県独自の少人数学級編制が実施されているが、それでもまだ十分ではないという話を伺っており、高等学校についても議論が必要。」との意見があったため、学校規模と学級編制の関係性についてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

○ 高校において発達障害の生徒が増加傾向にあることや教員の負担軽減を考えると、個別最適な学びの実現には少人数学級編制が望ましく、また、生徒の人間関係形成力の育成を考えると、協働的な学びの実現にはある程度の学校規模が必要である。生徒のウェルビーイングを実現するためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが重要であり、学級編制と学校規模については一体で考える必要がある。

○ 資料3の6ページ、一番上の意見の3段落目に「単位制のため、単位が取得できないから進級できない」とあるが、単位制とは学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度であるため、ここでは「単位制」ではなく「学年制」が適当であると考ええる。

→（事務局）資料3については、委員から事前にいただいた意見をそのまま記載しているものであるが、委員御指摘のとおり、文脈から「学年制」が適当であると推察されるため、会議資料を訂正させていただきたい。

資料3の「2 学級編制」について、「学校配置の方向性についての意見」として「資料2の11ページ『少人数学級編制の推進に当たって考慮する点』の4つ目の・に『極端に生徒数が少なくなった場合、多様な他者との関わりが少なくなり、教育の質の確保に支障が生じる懸念がある』との意見があるが、多様な他者との関わりをどのように持たせるのか、その工夫については、あまり議論されなかった印象がある。」との意見があったため、多様な他者との関わりの創出についてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 生徒数が少なくなった場合であっても、地域住民を外部人材として活用するなど、工夫次第で教育の質を確保することはできると考える。また、少ない生徒数の中で、教員が生徒に寄り添ってフォローしながら、生徒同士で障害を乗り越える力を身に付けて社会に出ていくことも大切である。

資料3の「2 学級編制」について、「学校配置の方向性についての意見」として「教員の意見を考慮する必要については明記されているが、保護者や生徒等の意見も考慮する必要がある。また、教科や授業によっては、少人数の方が良かったり、逆に多くの意見を交わしたりと、ある程度の人数があった方が教育効果を高く望める場合もあり、その点については、専門家の知見も入れるべき。」との意見があったため、このことについてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 青森県教育改革有識者会議では、青森県の目指す教育の実現に向け、学校現場の状況を把握するため、現在、小学校5年生から高校3年生までの児童生徒や教職員を対象にアンケート調査を実施しており、こういったものを活用して子どもたちの意見に触れることもできるということを参考までにお知らせしておく。

⇒この項目については、分科会長に一任することを確認した。

資料3の「3 通学手段の確保・通学支援」について、「学校配置の方向性についての意見」として「資料2の11ページ『通学手段の確保・通学支援の充実に当たって考慮する点』の1つ目の・に『地域公共交通への影響を考慮する必要がある』とあるが、具体的にどういったことを念頭に置いているのか確認したい。」との意見があったため、このことについて分科会長から事務局に説明を求めた。

→（事務局）前回の第2分科会において、委員から「県内の公共交通を取り巻く状況は、少子化等の影響による通学を含めた鉄道・バス利用者の減少が続く中、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も相まって、地域公共交通を支える県内事業者の経営環境は厳しさを増している。」との意見があったところ。このような状況の中、スクールバスなど県で独自の通学手段を提供した場合、更なる経営環境の悪化を招くおそれがあることから、「地域公共交通への影響を考慮する必要がある」としたものの。

資料3の「3 通学手段の確保・通学支援」について、「学校配置の方向性についての意見」として「地域性により、自家用車での送迎をせざるを得ない家庭もある。通学に係る負担は通学手段の違いにかかわらず生じることから、通学支援は全ての家庭に必要。」との意見があったため、このことについてどのように考えるか、分科会長から委員に意見を求めた。

委員から次のような意見があった。

- 中学生が希望する高校を選択する理由として、学科や教育内容、部活動などがあるが、通学距離や通学手段も大きな理由の一つとなっていることを考えると、通学支援は非常に大切である。また、通学支援を充実させることができれば、今後の高校再編に大きく影響し、状況も変わってくると考える。
- 青森市内の私立高校の中には、市外の生徒であっても自宅と高校間の送迎を行っている学校もあるが、ある私立高校では、青森駅と高校間の送迎を行っているため、生徒は青森駅まで公共交通機関等を利用しながら通学していると聞いたことがある。このような事例を踏まえると、地域公共交通への影響を考慮し、公共交通機関の利用とスクールバスの運行をうまく組み合わせた通学支援の方法も考えられるのではないかと考える。
- 私立高校が運行しているスクールバスの利用については、毎月利用料がかかるため、生徒の通学に係る負担は軽減されるが、家庭の経済的負担は大きいといったことを念頭に置くべき。生徒の通学に係る負担と家庭の経済的負担の2つの側面を考慮しながら、通学支援と学校配置を一体で検討していくことも考えられる。
- 資料2の11ページ「イ 今後の方向性」として、公共交通機関の増便やスクールバスの運行などについては示されているが、下北地区では、交通の便が悪い地域もあり、実態として自転車や自家用車での送迎により通学している生徒もいるのが現状である。自転車や自家用車での送迎であっても通学に係る負担は生じることから、通学支援は全ての家庭に必要であると考えられる。
- 「通学支援は全ての家庭に必要」という表現は、徒歩で通学している生徒や家庭も通学支援の対象と捉えられ誤解を与えかねないため、記載する場合には注意が必要である。
- 徒歩で通学している生徒や家庭も通学支援の対象とするという意味で「通学支援は全ての家庭に必要」という表現にしたもの。通学支援の対象者の線引きは難しいため、通学費の負担の有無にかかわらず、全ての家庭に通学支援を行うべきと考える。
- 全ての家庭に通学支援を行うことで、通学費の負担がある家庭と通学費の負担がない家庭とで不公平感が生じてしまうことを懸念している。

⇒この項目については、分科会長に一任することを確認した。

資料3の8ページ「その他」について、分科会長から意見の一部を紹介した。

資料2「学校配置の方向性（整理案）」については、本日の検討を踏まえ、修正内容等を分科会長と分科会副会長で確認し、9月の検討会議に報告することを確認した。

また、本日の検討も含め、第2分科会の検討過程で挙げられた第1分科会に関連する事項については、9月の検討会議までに事務局において作成するよう分科会長から指示があった。

委員から次のような質問があった。

○ 検討会議の今後のスケジュールについて確認したい。

→（事務局）次回の検討会議は9月上旬の開催を予定しており、村本分科会長から第2分科会の報告をしていただく。その後は、令和7年2月頃の検討結果報告に向けて、第1分科会報告と第2分科会報告を併せて、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討を進めていく予定。次回以降の検討会議の進め方については、次回の検討会議でお示しし、スケジュールを決定したいと考えている。

最後に、分科会長から「第2分科会では、委員の皆様に活発かつ有意義な意見をいただき感謝している。学校配置の方向性を検討する中で、生徒が将来の青森県を支える人財であること、また、こうした人財の育成に向けて教員が尽力していることを強く感じた。人財育成に当たっては、これまでも地域等と一体となって各種取組を進めてきたと思うが、今後は更なる地域等との連携が求められると考える。大学関係者として、高校と大学の連携を強化していきたいと考えており、企業においても、生徒の学びの場として十分に協力をしていただき、それが生徒の就職や進学に繋がっていけば良いと思う。また、青森県では、高校卒業後の若者の県外流出が深刻な課題となっているが、県外に出たとしても、いずれ本県に戻って来たり、県外にいながらも本県を支える人財になってくれたりするよう、高校時代における教育活動や地域での様々な体験が非常に重要であると感じた。今後、検討会議においては、第2分科会報告を含め、将来の魅力ある県立高等学校の在り方について検討が進められていくこととなるが、検討内容が今後どのように反映されていくのか、しっかりと見ていきたいと思う。」との発言があった。

4 閉会